平成２２年（フ）第４４号
滋賀県草津市追分町649－35　フレンドリー・エデン・B206号室、住民票上の住所大津市富士見台21番４号
破産者　細川電工こと Ｈａｒｒｙ’ｓ　ｔｏｏ　こと　細川　佳宏
1　決定年月日　平成24年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８３号
秋田県能代市字上柳１番地11
破産者　佐々木次義
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２３年（フ）第１７５号
山形県天童市大字山元302番地２
破産者　フジ電子工業こと　後藤　良一
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３１９号
東京都中央区湊３－２－８－705、住民票上の住所金沢市福久町ロ110番地４、従前の住所金沢市大野町４丁目カ159番地42
破産者　眞藤　健一
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第８２２号
兵庫県尼崎市東園田町８丁目48番地の10
破産者　中瀬努志子
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第８６８号
兵庫県西宮市平木町２番９―303号、開始決定時の住所兵庫県西宮市上ケ原山田町１番10―309号
破産者　安藤米太朗
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３３号
福岡県八女郡広川町大字藤田969番地
破産者　案納　　誠
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部

平成２３年（フ）第５０号
福岡県八女郡広川町大字長延225―２、住民票上の住所福岡県久留米市高良内町4240番地７
破産者　案納　　將
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第１４０号
長崎県諫早市猿崎町3514番地
破産者　大田千恵子
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第５３号
長崎県佐世保市京坪町２番12号　レオパレスコープ京坪202号、破産手続開始決定時の住所広島県広島市南区宇品神田５丁目17番26号レオパレスＴ＆Ｙ102号
破産者　古賀　政幸
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

破産手続終結

平成２３年（フ）第２５０号
千葉県八街市八街に121番地の９
破産者　株式会社廣田商店
1　決定年月日　平成24年１月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第２８号
釧路市花園町４番14号
破産者　クシロ総合安全株式会社
1　決定年月日　平成24年１月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第１８１１号
千葉県船橋市前貝塚町1007―30
破産者　寺田　光弘
1　決定年月日　平成24年１月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８２４３号
東京都品川区大井５丁目２－３―503、開始決定時の住所東京都大田区中央６丁目１―11
破産者　徳島　政治
1　決定年月日　平成24年１月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８９３２号
東京都中央区築地５丁目２番１号東京都中央卸売市場築地市場内
破産者　株式会社ヤママサ小川
1　決定年月日　平成24年１月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８９３３号
東京都葛飾区金町６丁目７―11―1004
破産者　小川　正洋
1　決定年月日　平成24年１月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第４３０２号
大阪市住吉区帝塚山西１丁目11番帝塚山グリーンハイツＡ―417号、開始決定時の住所大阪市阿倍野区阪南町２丁目29番23号
破産者　河原﨑　明
1　破産債権の届出期間　平成24年２月10日まで
2　一般調査期日　平成24年３月12日午後３時30分
平成24年１月11日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０２号
三重県伊賀市上野丸之内77番地の５　メゾンクリサンテーム301号室、前住所三重県名張市つつじが丘南５番町230番地
破産者　山口　直紀
1　破産債権の届出期間　平成24年２月13日まで
2　一般調査期日　平成24年３月５日午後１時30分
平成24年１月12日　　津地方裁判所伊賀支部